

# 医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会の IF 記載要領 2013 に準拠して作成

洗眼殺菌剤

## PA・ヨード点眼・洗眼液

PA・IODO Ophthalmic and Eye washing Solution

剤形	水性点眼剤、洗眼剤
製剤の規制区分	該当しない
規格・含量	1mL 中 ヨウ素 2mg ポリビニルアルコール 80mg
一般名	和名：ヨウ素（JAN） ポリビニルアルコール 洋名：Iodine（JAN、USP） Polyvinyl Alcohol（USP）
製造販売承認年月日 薬価基準収載 ・発売年月日	製造販売承認年月日：2007年9月28日（販売名変更による） 薬価基準収載年月日：2007年12月21日（販売名変更による） 発売年月日：1965年11月
開発・製造販売（輸入） 提携・販売会社名	製造販売元：ロートニッテン株式会社
医薬情報担当者の連絡先	
問い合わせ窓口	ロートニッテン株式会社 医薬情報問合せ窓口 TEL 0120(691)910 FAX 052(823)9115 医療関係者向けホームページ <a href="https://www.rohto-nitten.co.jp/">https://www.rohto-nitten.co.jp/</a>

本 IF は 2022 年 4 月改訂の添付文書の記載に基づき改訂しました。  
最新の添付文書情報は、医薬品医療機器総合機構ホームページ  
<https://www.pmda.go.jp/>にてご確認ください。

# IF 利用の手引きの概要－日本病院薬剤師会－

## 1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書(以下、添付文書と略す)がある。医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、添付文書に掲載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和 63 年に日本病院薬剤師会(以下、日病薬と略す)学術第 2 小委員会が「医薬品インタビューフォーム」(以下、IF と略す)の位置付け並びに IF 記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成 10 年 9 月に日病薬学術第 3 小委員会において IF 記載要領の改訂が行われた。

更に 10 年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成 20 年 9 月に日病薬医薬情報委員会において IF 記載要領 2008 が策定された。

IF 記載要領 2008 では、IF を紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF 等の電磁的データとして提供すること(e-IF)が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版の e-IF が提供されることとなった。

最新の e-IF は、医薬品医療機器総合機構ホームページ(<https://www.pmda.go.jp/>)から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-IF を掲載する医薬品情報提供ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせて e-IF の情報を検討する組織を設置して、個々の IF が添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討することとした。

平成 20 年より年 4 回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、IF 記載要領の一部改訂を行い IF 記載要領 2013 として公表する運びとなった。

## 2. IF とは

IF は「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等は IF の記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供された IF は、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

#### [IFの様式]

- ①規格はA4判、横書きとし、原則として9ポイント以上の字体（図表は除く）で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。
- ②IF記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。
- ③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「IF利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、2頁にまとめる。

#### [IFの作成]

- ①IFは原則として製剤の投与経路別（内用剤、注射剤、外用剤）に作成される。
- ②IFに記載する項目及び配列は日病薬が策定したIF記載要領に準拠する。
- ③添付文書の内容を補完するとのIFの主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤「医薬品インタビューフォーム記載要領2013」（以下、「IF記載要領2013」と略す）により作成されたIFは、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体（PDF）から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

#### [IFの発行]

- ①「IF記載要領2013」は、平成25年10月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ②上記以外の医薬品については、「IF記載要領2013」による作成・提供は強制されるものではない。
- ③使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果（臨床再評価）が公表された時点並びに適応症の拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合にはIFが改訂される。

### 3. IFの利用にあたって

「IF記載要領2013」においては、PDFファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体のIFについては、医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、IFの原点を踏まえ、医療現場に不足している情報やIF作成時に記載し難い情報等については製薬企業のMR等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、IFの利用性を高める必要がある。また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、IFが改訂されるまでの間は、当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師自らが整備するとともに、IFの使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることもあり、その取扱いには十分留意すべきである。

### 4. 利用に際しての留意点

IFを薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。IFは日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、IFがあくまでも添付文書を補完する情報資材であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。

(2013年4月改訂)

## 目 次

I. 概要に関する項目	16. その他	8
1. 開発の経緯	V. 治療に関する項目	
2. 製品の治療学的・製剤学的特性	1. 効能又は効果	9
II. 名称に関する項目	2. 用法及び用量	9
1. 販売名	3. 臨床成績	9
2. 一般名	VI. 薬効薬理に関する項目	
3. 構造式又は示性式	1. 薬理学的に関連ある化合物又は化合物群	10
4. 分子式及び分子量	2. 薬理作用	10
5. 化学名（命名法）	VII. 薬物動態に関する項目	
6. 慣用名、別名、略号、記号番号	1. 血中濃度の推移・測定法	11
7. CAS 登録番号	2. 薬物速度論的パラメータ	11
III. 有効成分に関する項目	3. 吸収	11
1. 物理化学的性質	4. 分布	11
2. 有効成分の各種条件下における安定性	5. 代謝	12
3. 有効成分の確認試験法	6. 排泄	12
4. 有効成分の定量法	7. トランスポーターに関する情報	12
IV. 製剤に関する項目	8. 透析等による除去率	12
1. 剤形	VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目	
2. 製剤の組成	1. 警告内容とその理由	13
3. 用時溶解して使用する製剤の調製法	2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む）	13
4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意	3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由	13
5. 製剤の各種条件下における安定性	4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由	13
6. 溶解後の安定性	5. 慎重投与内容とその理由	13
7. 他剤との配合変化（物理化学的変化）	6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法	13
8. 溶出性	7. 相互作用	13
9. 生物学的試験法	8. 副作用	13
10. 製剤中の有効成分の確認試験法	9. 高齢者への投与	14
11. 製剤中の有効成分の定量法	10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与	14
12. 力価	11. 小児等への投与	14
13. 混入する可能性のある夾雑物	12. 臨床検査結果に及ぼす影響	14
14. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報	13. 過量投与	14
15. 刺激性	14. 適用上の注意	14
	15. その他の注意	14
	16. その他	14

<b>IX. 非臨床試験に関する項目</b>	
1. 薬理試験 .....	15
2. 毒性試験 .....	15
<b>X. 管理的事項に関する項目</b>	
1. 規制区分 .....	16
2. 有効期間又は使用期限 .....	16
3. 貯法・保存条件 .....	16
4. 薬剤取扱い上の注意点 .....	16
5. 承認条件等 .....	16
6. 包装 .....	16
7. 容器の材質 .....	16
8. 同一成分・同効薬 .....	16
9. 国際誕生年月日 .....	16
10. 製造販売承認年月日及び 承認番号 .....	17
11. 薬価基準収載年月日 .....	17
12. 効能又は効果追加、用法及び用量 変更追加等の年月日及びその 内容 .....	17
13. 再審査結果、再評価結果 公表年月日及びその内容 .....	17
14. 再審査期間 .....	17
15. 投薬期間制限医薬品に 関する情報 .....	17
16. 各種コード .....	17
17. 保険給付上の注意 .....	17
<b>X I. 文献</b>	
1. 引用文献 .....	18
2. その他の参考文献 .....	18
<b>X II. 参考資料</b>	
1. 主な外国での発売状況 .....	19
2. 海外における臨床支援情報 .....	19
<b>X III. 備考</b>	
その他の関連資料 .....	20

## I. 概要に関する項目

### 1. 開発の経緯

ヨウ素が殺菌、抗ウイルス作用を有し、かつ消炎、鎮痛効果を併せそなえていることは古くから知られていたが、ヨウ素そのものの刺激性と毒性のため、充分活用することができなかった。

ヨウ素とポリビニルアルコール（PVA）の研究は 1959 年ソ連の S. N. Ushakov 及び V. O. Mokhnach により発表され、日本では 1960 年以降、奈良医科大学の神谷らにより点眼薬への応用の道が開かれた。

PA・ヨード液は規格及び試験方法を設定し、1964 年 4 月に承認を取得、1965 年 11 月に販売開始した。

また、2000 年 9 月 19 日付医薬発第 935 号「医療事故を防止するための医薬品の表示事項及び販売名の取扱いについて」の通知等に基づき、2007 年 9 月に「PA・ヨード点眼・洗眼液」の販売名で再承認を取得し、2007 年 12 月に薬価収載された。

### 2. 製品の治療学的・製剤学的特性

#### （1）治療学的特性

- 1) 有効性：角膜ヘルペス、洗眼殺菌に対して有用性が認められている。
- 2) 安全性：PA・ヨード点眼・洗眼液の副作用として過敏症（過敏症状）、眼（刺激感、角膜びらん）（頻度不明）が報告されている。

#### （2）製剤学的特性

なし

## Ⅱ. 名称に関する項目

### 1. 販売名

#### (1) 和名

PA・ヨード点眼・洗眼液

#### (2) 洋名

PA・IODO Ophthalmic and Eye washing Solution

#### (3) 名称の由来

特になし

### 2. 一般名

#### (1) 和名 (命名法)

ヨウ素 (JAN)

ポリビニルアルコール

#### (2) 洋名 (命名法)

Iodine (JAN, USP)

Polyvinyl Alcohol (USP)

#### (3) ステム

不明

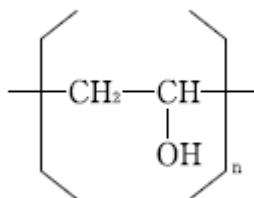
### 3. 構造式又は示性式

#### ①ヨウ素

該当資料なし

#### ②ポリビニルアルコール

構造式



### 4. 分子式及び分子量

#### ①ヨウ素

分子式 : I

分子量 : 126.90

#### ②ポリビニルアルコール

該当資料なし

### 5. 化学名 (命名法)

該当資料なし

6. 慣用名、別名、略号、記  
号番号

ポリビニルアルコール：PVA

7. CAS 登録番号

①ヨウ素：7553-56-2

②ポリビニルアルコール：9002-89-5



### Ⅲ. 有効成分に関する項目

#### 1. 物理化学的性質

##### (1) 外観・性状

###### ①ヨウ素<sup>1)</sup>

灰黒色の板状又は粒状の重い結晶で、金属性の光沢があり、特異なにおいがある。常温で揮散する。

###### ②ポリビニルアルコール<sup>2)</sup>

無色～白色若しくは微黄白色の粒又は粉末で、においはないか、又はわずかに酢酸臭があり、味はない。水を加えて加温するとき、澄明な粘性の液となる。吸湿性である。

##### (2) 溶解性

###### ①ヨウ素<sup>1)</sup>

溶媒	溶解性
ジエチルエーテル	溶けやすい
エタノール(95)	やや溶けやすい
クロロホルム	やや溶けにくい
水	極めて溶けにくい
ヨウ化カリウム試液	溶ける

###### ②ポリビニルアルコール<sup>2)</sup>

溶媒	溶解性
エタノール(95)	ほとんど溶けない
クロロホルム	ほとんど溶けない
ジエチルエーテル	ほとんど溶けない

##### (3) 吸湿性

###### ①ヨウ素

該当資料なし

###### ②ポリビニルアルコール<sup>2)</sup>

吸湿性である。

##### (4) 融点(分解点)、沸点、凝固点

###### ①ヨウ素<sup>1)</sup>

融点：113.6℃

沸点：184.5℃

###### ②ポリビニルアルコール

該当資料なし

##### (5) 酸塩基解離定数

該当資料なし

##### (6) 分配係数

該当資料なし

##### (7) その他の主な示性値

###### ①ヨウ素<sup>1)</sup>

比重：4.94

###### ②ポリビニルアルコール<sup>2)</sup>

pH：水溶液(1→25) 5.0～8.0

2. 有効成分の各種条件下における安定性

該当資料なし

3. 有効成分の確認試験法

①ヨウ素

日局「ヨウ素」による

②ポリビニルアルコール

薬添規「ポリビニルアルコール（部分けん化物）」による

4. 有効成分の定量法

①ヨウ素

日局「ヨウ素」による

②ポリビニルアルコール

該当しない

## IV. 製剤に関する項目

### 1. 剤形

#### (1) 投与経路

点眼、洗眼

#### (2) 剤形の区別、外観及び性状

剤形：水性点眼剤、洗眼剤

規格：本品は 1mL 中にヨウ素 2mg、ポリビニルアルコール 80mg を含有する。

性状：赤紫色・透明でやや粘稠な液体で、ほとんど無臭

#### (3) 製剤の物性

該当資料なし

#### (4) 識別コード

該当しない

#### (5) pH、浸透圧比、粘度、比重、安定な pH 域等

pH：4.0 ～ 6.0

#### (6) 無菌の有無

無菌製剤である。

### 2. 製剤の組成

#### (1) 有効成分（活性成分）の含量

1mL 中

ヨウ素を 2mg、

ポリビニルアルコールを 80mg 含有

#### (2) 添加物

ヨウ化カリウム

#### (3) 添付溶解液の組成及び容量

該当しない

### 3. 用時溶解して使用する製剤の調製法

(有効ヨウ素濃度 0.2%の原液) 通常、生理食塩液で 4～8 倍に希釈して用いる。

### 4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意

該当しない

5. 製剤の各種条件下における安定性

長期保存試験<sup>3)</sup>

試験条件：20mL 褐色ガラス製容器、最終包装形態（紙箱入り）、  
5℃

3ロット、n=3 で試験を実施

保存期間 試験項目	開始時	6ヵ月後	12ヵ月後	18ヵ月後	24ヵ月後
性状	※	※	※	※	※
pH	5.4	5.3~5.4	5.2	5.2	5.1
含量(%) <sup>***</sup>	0.20~0.21	0.20	0.20	0.19	0.19~0.20

※赤紫色・透明でやや粘稠な液体で、ほとんど無臭

\*\*\*ヨウ素含量：%(w/v)

6. 溶解後の安定性

PA・ヨード点眼・洗眼液を生理食塩液で8倍希釈した液の安定性<sup>4)</sup>

ヨウ素残存率(%)の経時変化

[25℃保存]

保存容器 保存期間	褐色ガラス瓶	ポリエチレン	ポリプロピレン
保存直前	100	100	100
3日後	98	92	94
5日後	97	89	91
7日後	96	85	89
14日後	93	—	—
21日後	91	—	—

[5℃保存]

保存容器 保存期間	褐色ガラス瓶	ポリエチレン	ポリプロピレン
保存直前	100	100	100
1週間後	102	98	100
2週間後	100	96	99
4週間後	99	94	98
8週間後	99	92	98
12週間後	98	89	96

7. 他剤との配合変化  
(物理化学的変化)

該当資料なし

8. 溶出性

該当しない

9. 生物学的試験法

該当しない

10. 製剤中の有効成分の 確認試験法	1) 紫外可視吸光度測定法 2) 呈色反応
11. 製剤中の有効成分の 定量法	チオ硫酸ナトリウム液の滴定法
12. 力価	該当しない
13. 混入する可能性のある夾 雑物	該当資料なし
14. 注意が必要な容器・外観 が特殊な容器に関する情 報	保存容器の材質により希釈液の安定性は異なり、ガラス容器が最も安定で、次いでポリプロピレン容器であり、ポリエチレン容器が3種類の容器の中で最も安定性が悪い。
15. 刺激性 <sup>5,6)</sup>	<p>家兎を用いた眼粘膜刺激試験の結果、ヨウ素はポリビニルアルコールとの包接により毒性が減弱した。また、有効ヨウ素濃度0.1%以下では、眼障害は認められなかった。</p> <p>機械的擦過創を有する家兎角膜に対して、ポリビニルアルコールヨウ素液の4倍希釈液を1日数回3日間連続点眼を行った結果、擦過創の修復を妨げることはなかった。また、結膜及び角膜に刺激症状は認められなかった。</p>
16. その他	該当しない

## V. 治療に関する項目

### 1. 効能又は効果

角膜ヘルペス、洗眼殺菌

### 2. 用法及び用量

(有効ヨウ素濃度 0.2%の原液) 通常、生理食塩液で 4~8 倍に希釈して用いる。

### 3. 臨床成績

#### (1) 臨床データパッケージ

該当しない

#### (2) 臨床効果

PA・ヨード点眼・洗眼液を処置の場合 4 倍、投薬の場合 8 倍に希釈した液を種々の結膜炎患者 92 例に対して使用した結果、平均 62%の有効率を得た。中でも急性結膜炎の有効率は 82.5%で、慢性結膜炎の 46.2%に比べ一層高い有効率であった。<sup>5)</sup>

単純角膜ヘルペス患者 16 例に対して、同様に 6~8 倍希釈した液を 1 日 8~10 回点眼した結果、初期の表在性ヘルペスでは 25 日以内に 80%以上の完全治癒が得られた。<sup>7)</sup>

また、3 臨床機関で 5 種の感染症眼疾患 (220 例) について、PA・ヨード点眼・洗眼液の 4~8 倍希釈液の点眼試験を行った結果、有効率は流行性角結膜炎 94.8%、急性出血性結膜炎 100%、結膜炎 95.5%、角膜炎 95.7%、眼瞼炎 (眼瞼縁炎を含む) 92.2%、全症例平均で 95.0%の有効率を示した。<sup>8)</sup>

#### (3) 臨床薬理試験：忍容性試験

該当資料なし

#### (4) 探索的試験：用量反応探索試験

該当資料なし

#### (5) 検証的試験

##### 1) 無作為化並行用量反応試験

該当資料なし

##### 2) 比較試験

該当資料なし

##### 3) 安全性試験

該当資料なし

##### 4) 患者・病態別試験

該当資料なし

#### (6) 治療的使用

##### 1) 使用成績調査・特定使用成績調査 (特別調査)・製造販売後臨床試験 (市販後臨床試験)

該当資料なし

##### 2) 承認条件として実施予定の内容又は実施した試験の概要

該当しない

## VI. 薬効薬理に関する項目

1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群

ポビドンヨード等

2. 薬理作用

(1) 作用部位・作用機序

作用部位：眼組織

作用機序：ヨウ素は酸化作用により細胞機能を阻害して、殺菌作用を示す。

(2) 薬効を裏付ける試験成績

抗ウイルス作用<sup>6,9)</sup>

PA・ヨード点眼・洗眼液は、in vitroにおいて、ヘルペスウイルス1型及び2型に対し64倍希釈で30秒以内に、また、AHCウイルス及びアデノウイルスに対しては16倍希釈で1分以内に不活化した。

殺菌作用<sup>8,10~12)</sup>

PA・ヨード点眼・洗眼液は、眼疾患起炎菌を含む15菌種について殺菌効力試験を行ったところ、80倍希釈で1分以内に不活化した。

また、8倍希釈液による殺菌時間は次のとおりであった。

菌種	作用時間
<i>Staphylococcus aureus</i> (NBRC12732)	10 秒
MRSA (JCM8702)	10 秒
MRSA (JCM8703)	30 秒
MRSA (JCM8704)	60 秒
<i>Staphylococcus epidermidis</i> (ATCC35984)	30 秒
<i>Streptococcus pyogenes</i> (JCM5674)	60 秒
<i>Streptococcus pneumoniae</i> (NBRC102642)	10 秒
<i>Pseudomonas aeruginosa</i> (NBRC13275)	10 秒
<i>Candida albicans</i> (NBRC1594)	10 秒
<i>Aureobasidium pullulans</i> (NBRC4466)	10 秒

(3) 作用発現時間・持続時間

該当資料なし

## VII. 薬物動態に関する項目

### 1. 血中濃度の推移・測定法

- (1) 治療上有効な血中濃度  
該当資料なし
- (2) 最高血中濃度到達時間  
該当資料なし
- (3) 臨床試験で確認された血中濃度  
該当資料なし
- (4) 中毒域  
該当資料なし
- (5) 食事・併用薬の影響  
該当資料なし
- (6) 母集団（ポピュレーション）解析により判明した薬物体内動態  
変動要因  
該当資料なし

### 2. 薬物速度論的パラメータ

- (1) 解析方法  
該当資料なし
- (2) 吸収速度定数  
該当資料なし
- (3) バイオアベイラビリティ  
該当資料なし
- (4) 消失速度定数  
該当資料なし
- (5) クリアランス  
該当資料なし
- (6) 分布容積  
該当資料なし
- (7) 血漿蛋白結合率  
該当資料なし

### 3. 吸収

該当資料なし  
 [参考]<sup>13)</sup>  
 ヨウ素  
<sup>131</sup>I（通常ヨウ化ナトリウムの形）をヒトに経口投与すると、1～2時間でそのほとんどが消化管から吸収される。

### 4. 分布

- (1) 血液－脳関門通過性  
該当資料なし
- (2) 血液－胎盤関門通過性  
該当資料なし



	(3) 乳汁への移行性 該当資料なし
	(4) 髄液への移行性 該当資料なし
	(5) その他の組織への移行性 該当資料なし
5. 代謝	(1) 代謝部位及び代謝経路 該当資料なし
	(2) 代謝に関与する酵素 (CYP450 等) の分子種 該当資料なし
	(3) 初回通過効果の有無及びその割合 該当資料なし
	(4) 代謝物の活性の有無及び比率 該当資料なし
	(5) 活性代謝物の速度論的パラメータ 該当資料なし
6. 排泄	(1) 排泄部位及び経路 該当資料なし [参考] <sup>13)</sup> ヨウ素 甲状腺に取り込まれたヨウ素イオンは、甲状腺内で甲状腺ホルモンの合成に使用され、甲状腺に摂取されなかったヨウ素の大部分は尿中に排泄される。
	(2) 排泄率 該当資料なし [参考] <sup>13)</sup> ヨウ素 尿中排泄率は正常者で 40~75%、甲状腺機能亢進症で 40%以下、甲状腺機能低下症は 70%以上と言われている。
	(3) 排泄速度 該当資料なし
7. トランスポーターに関する情報	該当資料なし
8. 透析等による除去率	該当資料なし

Ⅷ. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

1. 警告内容とその理由

該当しない

2. 禁忌内容とその理由  
(原則禁忌を含む)

禁忌（次の患者には投与しないこと）  
本剤又はヨードに対し過敏症の既往歴のある患者

3. 効能又は効果に関連する  
使用上の注意とその理由

該当しない

4. 用法及び用量に関連する  
使用上の注意とその理由

該当しない

5. 慎重投与内容とその理由

該当しない

6. 重要な基本的注意と  
その理由及び処置方法

該当しない

7. 相互作用

(1) 併用禁忌とその理由

該当しない

(2) 併用注意とその理由

該当しない

8. 副作用

(1) 副作用の概要

本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。

(2) 重大な副作用と初期症状

該当しない

(3) その他の副作用

	頻度不明
過敏症 <sup>注)</sup>	過敏症状
眼	刺激感、角膜びらん

注)このような症状があらわれた場合には投与を中止すること。

	(4) 項目別副作用発現頻度及び臨床検査値異常一覧 該当資料なし
	(5) 基礎疾患、合併症、重症度及び手術の有無等背景別の副作用発現頻度 該当資料なし
	(6) 薬物アレルギーに対する注意及び試験法 該当資料なし
9. 高齢者への投与	該当しない
10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与	該当しない
11. 小児等への投与	該当しない
12. 臨床検査結果に及ぼす影響	該当しない
13. 過量投与	該当しない
14. 適用上の注意	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 角膜ヘルペスに使用する場合、10日間程続けても効果が認められない場合は、他の治療法への切替えを行うこと。</p> <p>(2) アルカロイド、アルカリ、植物油、カルシウム、マグネシウム、水銀、その他の重金属を含む製剤とは同時に用いないこと。 [沈殿を生じたり、分解を起こすことがある。]</p> </div>
15. その他の注意	該当しない
16. その他	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 希釈後は気密容器で冷蔵庫に保存し、速やかに使用すること (ただし、洗眼殺菌に使用する場合は、調製後直ちに使用すること)。</p> <p>(2) 点眼用、洗眼用にのみ使用すること。</p> </div>

## IX. 非臨床試験に関する項目

### 1. 薬理試験

- (1) 薬効薬理試験（「VI. 薬効薬理に関する項目」参照）
- (2) 副次的薬理試験  
該当資料なし
- (3) 安全性薬理試験  
該当資料なし
- (4) その他の薬理試験  
該当資料なし

### 2. 毒性試験

- (1) 単回投与毒性試験<sup>13, 14)</sup>  
ヨウ素  
急性毒性

動物	経路	投与量	症状
イヌ	静脈	40mg/kg	致死
	経口	8～12g/個体	致死
ウサギ	皮下	175～180mg/kg	致死（最小致死量）
ヒト	経口	2～3g/個体	致死
	吸入	0.1ppm	呼吸器に影響なし
		0.15～0.2ppm	苦痛
		0.3ppm	耐えられない

- (2) 反復投与毒性試験  
該当資料なし
- (3) 生殖発生毒性試験  
該当資料なし
- (4) その他の特殊毒性  
該当資料なし

## X. 管理的事項に関する項目

1. 規制区分	製剤：該当しない 有効成分：ヨウ素 劇薬								
2. 有効期間又は使用期限	使用期限：外箱及びラベルに表示（2年）								
3. 貯法・保存条件	気密容器、2～8℃保存								
4. 薬剤取扱い上の注意点	<p>(1) 薬局での取扱い上の留意点について 該当資料なし</p> <p>(2) 薬剤交付時の取扱いについて（患者等に留意すべき必須事項等） VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目の「14. 適用上の注意」の項を参照</p> <p>(3) 調剤時の留意点について 該当資料なし</p>								
5. 承認条件等	該当しない								
6. 包装	20mL×5								
7. 容器の材質	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">容器</th> <th style="width: 20%;">中栓</th> <th style="width: 30%;">キャップ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラス容器</td> <td>ガラス</td> <td>ポリエチレン</td> <td>ポリプロピレン</td> </tr> </tbody> </table>		容器	中栓	キャップ	ガラス容器	ガラス	ポリエチレン	ポリプロピレン
	容器	中栓	キャップ						
ガラス容器	ガラス	ポリエチレン	ポリプロピレン						
8. 同一成分・同効薬	<p>同一成分：なし</p> <p>同効薬 適応症が角膜ヘルペスとして：アシクロビル眼軟膏</p>								
9. 国際誕生年月日	不明								

10. 製造販売承認年月日及び承認番号

販売名	PA・ヨード点眼・洗眼液 (販売名変更による)
製造販売承認年月日	2007年9月28日 (販売名変更による)
承認番号	21900AMX01725000

[注] 旧販売名 : PA・ヨード液  
承認年月日 : 1964年4月9日

11. 薬価基準収載年月日

2007年12月21日

[注] PA・ヨード液 (旧販売名) : 1965年11月1日  
経過措置期間終了 : 2008年8月31日

12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容

用法・用量変更年月日 : 2001年11月16日

用法・用量変更年月日 : 2019年8月21日

13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容

再評価結果公表年月日 : 1979年2月

14. 再審査期間

該当しない

15. 投薬期間制限医薬品に関する情報

本剤は、投薬期間に関する制限は定められていない。

16. 各種コード

販売名	HOT(9桁)番号	厚生労働省薬価基準 収載医薬品コード	レセプト電算 コード
PA・ヨード点眼・洗眼液	102148601	1319715Q1031	620006489

17. 保険給付上の注意

該当しない

## X I . 文 献

### 1. 引用文献

- 1) 第十八改正 日本薬局方解説書 2021 (廣川書店)
- 2) 医薬品添加物規格 2018 (厚生労働省・生活衛生局医薬品審査管理課)
- 3) ロートニッテン株式会社 社内資料 [安定性試験Ⅰ]
- 4) ロートニッテン株式会社 社内資料 [安定性試験Ⅱ]
- 5) 神谷貞義 他：眼科臨床医報 55, 765, 1961
- 6) 北野周作 他：日本眼科学会雑誌 66, 1557, 1962
- 7) 北野周作：臨床眼科 17, 317, 1963
- 8) 檜葉周三 他：日本眼科紀要 31, 491, 1980
- 9) 甲野禮作 他：日本の眼科 49, 267, 1978
- 10) ロートニッテン株式会社 社内資料 [殺菌作用Ⅰ]
- 11) ロートニッテン株式会社 社内資料 [殺菌作用Ⅱ]
- 12) ロートニッテン株式会社 社内資料 [殺菌作用Ⅲ]
- 13) 松岡敬一：ヨウ素総説 1974 (霞が関出版)
- 14) 池田良雄：薬物致死量集 1971 (南山堂)

### 2. その他の参考文献

該当資料なし

## X II. 参考資料

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 1. 主な外国での発売状況   | 該当しない  |
| 2. 海外における臨床支援情報 | 該当資料なし |



### XⅢ. 備考

その他の関連資料

該当資料なし